

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （○）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】 戸籍への氏名の振り仮名記載に伴う影響への対応について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

戸籍法・住民基本台帳法等の改正により、本年5月26日から順次、戸籍や住民票等の記載事項に、「氏名の振り仮名」が追加されることとされています。

この改正に伴い、年金受給者本人が、

- ①自治体に、銀行等の口座名義等で実際に使用している振り仮名と異なる氏名の振り仮名の届出をし、併せて
- ②銀行等（年金給付先）における実際の口座名義を変更した場合

においては、企業年金の受託機関（総幹事会社）に登録されている口座名義（カナ）と給付先の銀行等における実際の口座名義（カナ）が一致しないこととなることが考えられます。

この場合には、支給される年金及び一時金の口座振込について振込保留が発生することが懸念されます。

このため、DB基金・事業主におかれては、受給者に対して、銀行等（年金給付先）の口座名義を変更した場合には、基金事務局（事業主）に届け出いただくよう、基金HPやイントラネット、基金だより等によりお知らせしておかれることをご検討ください。

なお、当社 DB 総幹事先様におかれては、受給者から当該届出を受けた場合、基金・事業主から企業年金ビジネスサービス株式会社に対して、「受給権者諸変更（送金先の口座名義

人（カナ 変更）」の手続きが必要となります。

その旨「DB オンラインサービス」 掲示板にてご案内しますので、ご参照ください。

（7月上旬頃ご案内予定）

また、当社運営管理機関DCの事業主様においては、受給者より事業主様に口座名義（カナ）変更についての連絡があった場合は、受給者より、直接当社の確定拠出年金コールセンターまでご連絡いただくことをご案内いただきますよう、お願いいたします。

【ご参考】 受給者向け『お知らせ』の例

「戸籍等に記載される氏名の振り仮名を変更する方へ

戸籍法や住民基本台帳法等の改正により、2025年5月26日から、戸籍や住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」が順次追加されることに伴い、年金受取先の銀行等における口座名義（フリガナ）を変更した結果、当基金の登録と異なる場合、当基金よりお支払いする年金等の振込が一時的に止まる場合があります。

当基金へ登録している口座名義（フリガナ）を銀行等で変更された場合は、必ず当基金あてご連絡いただきますようお願いいたします。」

※参考：2025年5月26日厚生労働省年金局企業年金・個人年金課事務連絡

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info/jimurenraku_20250526.pdf

***** メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202506-170-0112-D